

木くずは産業廃棄物？事業系一般廃棄物？

平成20年4月より、従来事業系一般廃棄物とされていた木くずのうち、「物品賃貸業に係る木くず」及び「貨物の流通に使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む)」が産業廃棄物となりましたが、木くずは産業廃棄物でもあり一般廃棄物でもある、判断に困る廃棄物の一つです。

ここで今一度、木くずという廃棄物について整理するとともに、特に判断が困難な「物品賃貸業に係る木くず」と「貨物の流通に使用したパレット」について明確にします。

排出事業者の方が廃棄物の適正処理される一助になれば幸いです。

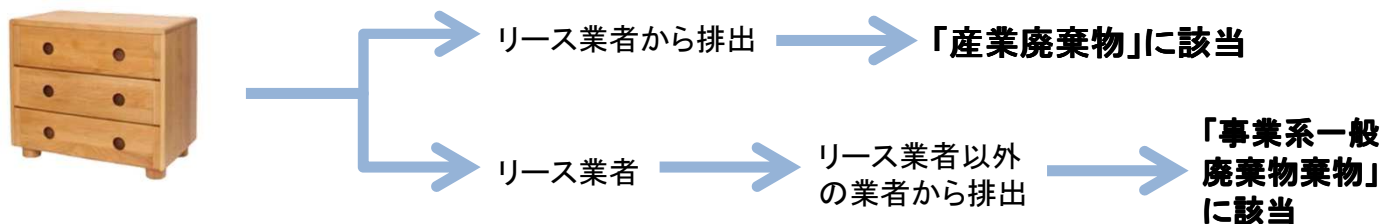
廃棄物としての木くずの区分

産業廃棄物		事業系一般廃棄物
特定の事業活動に伴うもの	あらゆる事業活動に伴うもの	
<ul style="list-style-type: none"> ・建設業 ・木材又は木製品製造業 ・家具製造業 ・パルプ製造業 ・輸入木材の卸売業 ・物品賃貸業 <p>上記6業種から排出される木くずは産業廃棄物に該当する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・PCBが染み込んだもの ・貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む) <p>上記の木くずは、業種を問わず産業廃棄物に該当する</p>	<p>産業廃棄物以外の木くず</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こん包用の木材に係る木くず(パレットへの貨物の積付けのために使用したものを除く) ・道路、ダム等の管理に伴って生じた剪定枝、流木等 <p>上記木くずは、事業系一般廃棄物に該当する</p>

物品賃貸業に係る木くずとは

「物品賃貸業に係る木くず」とは、日本標準産業分類による中分類70の「物品賃貸業」の事業活動に伴って生じた木くずを指します。具体的には、リース業者から排出されるリース物件(家具・器具類等)が該当します。

但し、例えば木製リース物件がリース契約終了後に中古利用を目的として売却され、その後、リース事業者以外から廃棄物として排出される場合、この廃棄物は**事業系一般廃棄物**として扱われます。



貨物の流通のために使用したパレットとは

「貨物の流通のために使用したパレット」とは、貨物を荷役、輸送又は保管するために使用した木製パレットを指します。

なお、行政指導により、運送業者ではない事業者の方が、運送業者からの譲り受けなどにより、自社工場等で木製パレットを使用することがありますが、事業活動に伴って生じた木製パレットは**全て産業廃棄物**に該当しますので、ご注意ください。

